

## 平成30年6月文京区議会定例議会提案事項

### 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1257頁）

- (1) 提案理由 旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
旅館業法の一部改正に伴う規定の整備（別表第五備考2）  
「第2条」→「第2条第2項」、「ホテル営業又は旅館営業」→「旅館・ホテル営業」
- (3) 施行期日 公布の日から施行し、平成30年6月15日から適用する。

### 2 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2189頁）

- (1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 配偶者控除の見直しに伴う改正（第23条）  
公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、控除対象配偶者の定義の変更に伴い新設された源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとするときは、区民税の申告を不要とする。
  - イ たばこ税の税率の引上げ等
    - (ア) たばこ税の税率の引上げ（第50条）  
たばこ税の税率を、次のとおり段階的に引き上げる。

・平成30年10月1日	5,262円/千本	→	5,692円/千本
・平成32年10月1日	5,692円/千本	→	6,122円/千本
・平成33年10月1日	6,122円/千本	→	6,552円/千本
    - (イ) 紙巻たばこ旧3級品に係る税率の経過措置の延長  
特例が廃止される紙巻たばこ旧3級品に係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用することとする。
    - (ウ) 紙巻たばこ旧3級品に係る手持品課税の税率の変更  
(イ)により紙巻たばこ旧3級品の税率の引上げ時期が延期されることに伴い、平成31年10月1日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ旧3級品を、販売のために同日に所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対し、千本につき1,692円の税率で手持品課税を行うこととする。
  - ウ 加熱式たばこの課税方式の見直し等
    - (ア) 課税区分の新設（第47条）  
喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。
    - (イ) みなし製造たばこの整備（新設）  
加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しが行われたもの等に限る。）は、製造たばこことみなして条例の規定を適用することとする。この場合における製造たばこの区分は、加熱式たばここととする。
    - (ウ) 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し（第49条）  
加熱式たばこの課税標準は、次のa及びbによって換算した紙巻たばこの本数の合計数とし、次の表のとおり5年間で段階的に導入する。

- a 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。
- b 加熱式たばこの小売定価を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算する。

実施時期	課税標準	
	現行	—
第1段階 (平成30年10月1日)	現行の換算本数 <sup>*</sup> ×1.0	—
第2段階 (平成31年10月1日)	現行の換算本数×0.8	改正後の換算本数×0.2
第3段階 (平成32年10月1日)	現行の換算本数×0.6	改正後の換算本数×0.4
第4段階 (平成33年10月1日)	現行の換算本数×0.4	改正後の換算本数×0.6
第5段階 (平成34年10月1日)	—	改正後の換算本数×1.0

※ 加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算

- エ 引用条文の整備（付則第11条）  
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴う引用条文の整備
- オ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日 平成30年10月1日。ただし、(2)ウ及びエは平成31年1月1日並びに(2)ア(7)及びイ(7)はそれぞれの実施時期
- イ 経過措置  
(2)イ(7)の税率引上げ日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対し、それぞれ次に定める税率で手持品課税を行う。
- ・平成30年10月1日 430円／千本
  - ・平成32年10月1日 430円／千本
  - ・平成33年10月1日 430円／千本

### 3 文京区民会館条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4928頁）

- (1) 提案理由 動坂会館を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容

動坂会館の新設

ア 名称及び位置

- ・名称 動坂会館
- ・位置 東京都文京区千駄木四丁目8番14号

イ 施設及び使用料

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
洋室	1,100円	1,200円	1,200円

- (3) 施行期日 平成30年10月1日

#### 4 文京区シルバーピア条例の一部を改正する条例（第3巻5149頁）

- (1) 提案理由 シルバーピアの使用者資格を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 使用者の資格（第5条第1項）

二人世帯用のシルバーピアにおける使用者資格のうち、同居親族に係る要件について、親族の定義に事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を加える。
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成30年8月1日

#### 5 文京区営住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5298頁）

- (1) 提案理由 区営住宅の使用者資格を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 使用者の資格（第5条第1項及び第2項）
    - ㊦ 区営住宅における使用者資格のうち、同居親族に係る要件について、親族の定義に事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を加える。
    - ㊧ 区営住宅の使用者資格に係る収入基準のうち、特に居住の安定を図る必要がある子育て世帯の要件を「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」から「同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合」に改める。
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成30年8月1日

#### 6 文京区障害者住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5211頁）

- (1) 提案理由 障害者住宅の使用者資格を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 使用者の資格（第4条第3項）

家族用の障害者住宅における使用者資格のうち、同居親族に係る要件について、親族の定義に事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を加える。
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成30年8月1日

#### 7 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2460頁）

- (1) 提案理由 旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - 旅館業法の一部改正に伴う規定の整備（別表1の項）

「1 ホテル営業 2 旅館営業」→「1 旅館・ホテル営業」
- (3) 施行期日 公布の日から施行し、平成30年6月15日から適用する。

8 文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3653頁）

- (1) 提案理由 旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業へ統合されることに伴い、それぞれの施設の構造設備の基準を統合する。
  - イ 簡易宿所営業の施設については、宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場又はフロントの設置を引き続き義務付ける。
  - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日から施行し、平成30年6月15日から適用する。

9 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3123頁）

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、代替保育の提供等に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 職員の病気等により保育を提供することができない場合の代替保育の提供について、連携先を事業所内保育事業者等から確保することを可能とする。
  - イ 自宅で保育を提供している家庭的保育事業者に対して乳幼児に提供する食事を外部から搬入することが可能な施設に、保育施設の調理業務を受託しており、かつ、アレルギーへの配慮等に適切に対応できると区長が認める者を追加する。
  - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

**\* 本件については、平成30年5月18日の庁議により取消しとなりました。**

10 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3082頁）

- (1) 提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 放課後児童支援員の対象となる者として、以下の者を追加する。
    - (ア) 社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者
    - (イ) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)ア(ア)については平成31年4月1日